

# 令和元年度 第10回高田区地域協議会 次 第

日時：令和元年12月16日（月）

午後6時30分～

会場：高田公園オーレンプラザ 会議室

## 1 開会

## 2 議題等の確認

## 3 議題

(1) 高田公園基本計画の概要について

(2) 令和2年度地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択のルールについて

(3) 令和2年度以降における地域協議会だよりの配布方法について

(4) 地域協議会活動報告会の日程等について

## 4 事務連絡

## 5 閉会

### ■今後の予定

1月20日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

2月17日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

# 高田公園 ゾーニング図

平成 27 年度 第 7 回高田区地域協議会  
(平成 27 年 10 月 19 日) 配布資料

**① 文化・憩いゾーン**  
文化芸術と高田公園が持つ自然や  
楽しさが共有できる空間を目指す

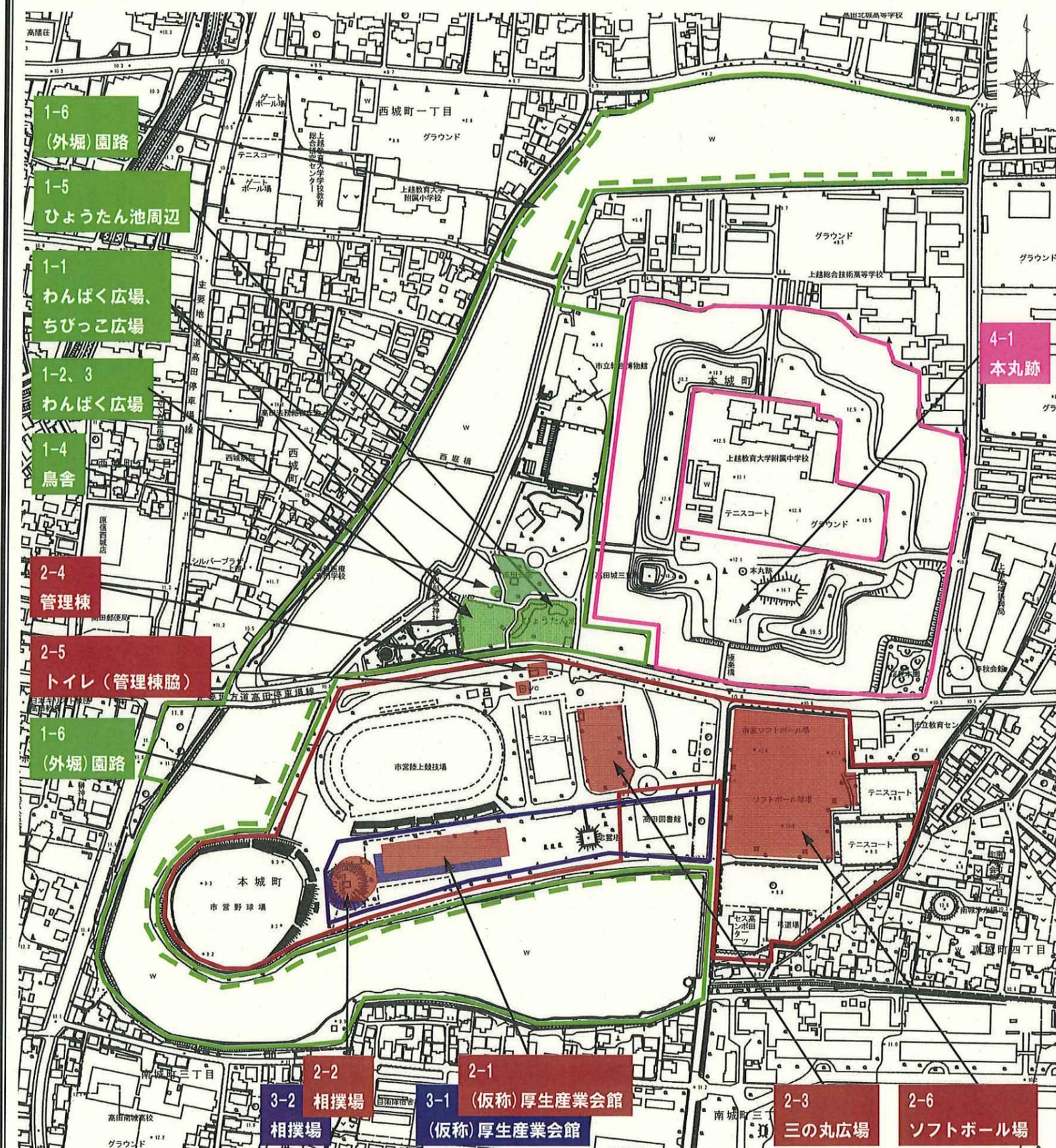
**② 交流ゾーン**  
様々な人たちが気軽に交流できる  
空間を目指す

**④ 歴史ゾーン**  
市民が誇れる高田城のたたずまい  
を保全し、歴史を偲ばせる整備を  
行う

**③ 学びゾーン**  
子どもからお年寄りまでの多世代  
にわたり「まなび」を誘発する空  
間を目指す

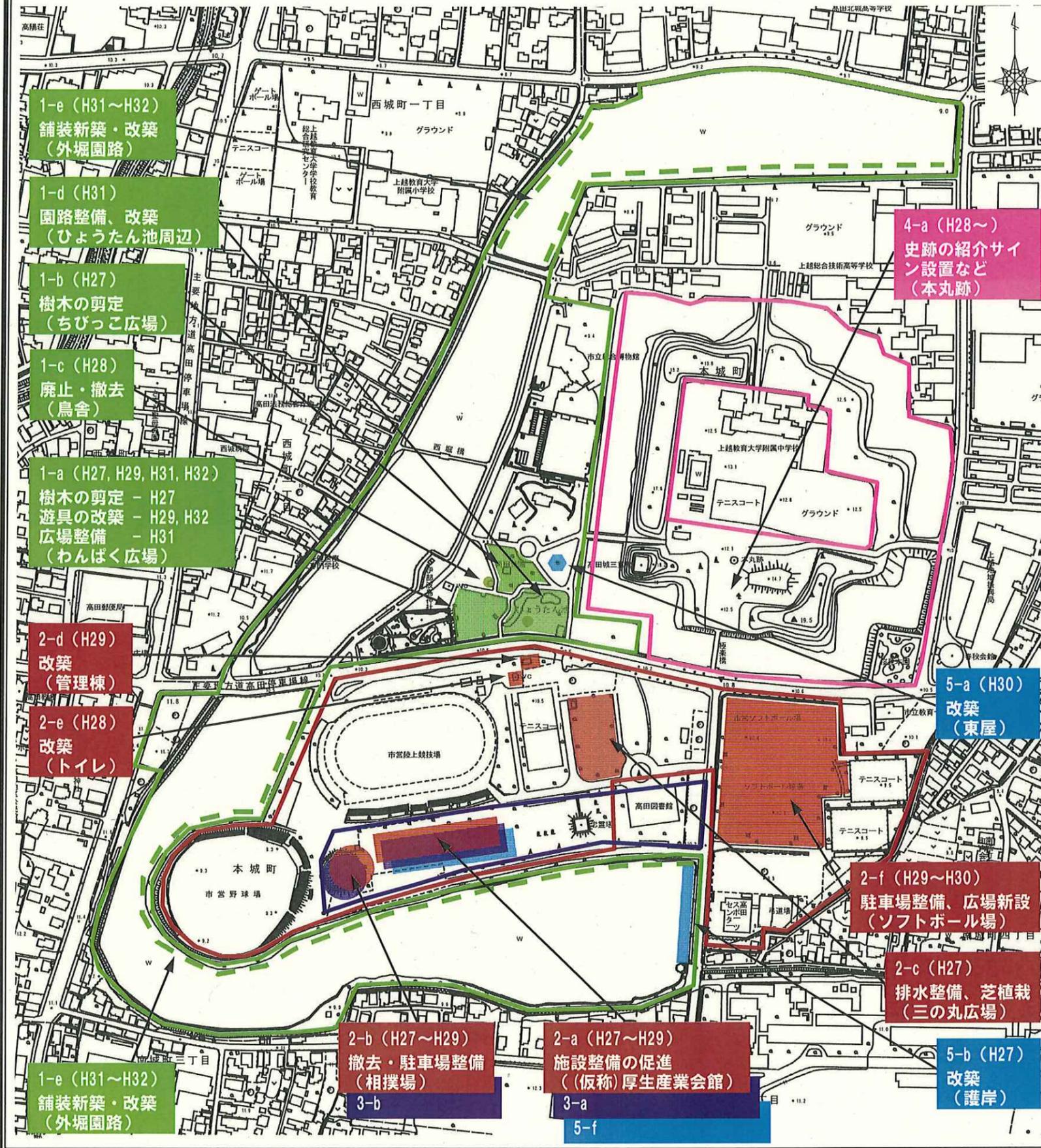


# 短期的整備に向けた課題



1. 文化・憩いゾーン		対象施設
1-1	わんぱく広場、ちびっこ広場は樹木がうっそうとしており暗く印象が悪い。	わんぱく広場、ちびっこ広場
1-2	遊具の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に沿った改築が必要である。	わんぱく広場
1-3	樹木の剪定にあわせ、公園散策する方々が憩える広場を再整備する必要がある。	わんぱく広場
1-4	鳥小屋は観賞に乏しく、鳥インフルエンザの感染も危惧される。	鳥舎
1-5	ひょうたん池周辺は利用頻度が乏しいため、園路の整備など魅力向上を図る検討が必要である。	ひょうたん池周辺
1-6	一部園路については、樹木の根による損傷や未舗装部分であり、バリアフリーに対応していない。	(外堀) 園路
2. 交流ゾーン		対象施設
2-1	交流の場となる屋内型施設が整備されていないため、雨天時の利用が制限される。	(仮称) 厚生産業会館
2-2	廃止された相撲場については、駐車場整備など跡地の有効活用が求められている。	相撲場
2-3	三の丸広場は、交流ゾーンの中心に位置し、各種イベントの会場としても利用されているが、排水状況や芝生の生育状況が悪く、気軽に利用できる広場になっていない。	三の丸広場
2-4	管理棟は老朽化が進んでいるとともに、景観上も好ましい建物とは言い難い。	管理棟
2-5	管理棟脇のトイレは、老朽化が進むとともに、入り口の段差や多目的トイレが未整備である。	トイレ (管理棟脇)
2-6	利用実態を踏まえ今後の在り方が検討されているソフトボール場については、開放的な広い空間が確保できる貴重な公園用地として大規模イベントにも対応できる広場の整備や駐車場整備、それにあわせた道路の再配置の検討など、跡地利用について具体的な内容検討を進める必要がある。	ソフトボール場
3. 学びゾーン		対象施設
3-1	高田公園が持つ豊かな自然景観と歴史性や文化性を生かし、各種団体・サークル、個人の生涯学習活動の場、芸術文化創造活動の練習や発表会の場を整備する。	(仮称) 厚生産業会館
3-2	廃止された相撲場については、駐車場整備など跡地の有効活用が求められている。	相撲場
4. 歴史ゾーン		対象施設
4-1	高田城跡の歴史を偲ぶエリアとして、近年実施した枅形門の土塁調査の結果を活用し、土塁の復元や紹介サインの設置などについて検討する必要がある。	本丸跡

# 短期整備計画（平成 27～34 年度）



対象施設及び事業等		整備方針	整備年度
<b>1. 文化・憩いゾーン</b>			
1-a	わんぱく広場	・ 樹木の剪定 ・ 遊具の改築 ・ 広場整備	H27 H29、H32 H31
1-b	ちびっこ広場	・ 樹木の剪定	H27
1-c	鳥舎	・ 廃止、撤去	H28
1-d	ひょうたん池周辺	・ 園路整備、改築	H31
1-e	園路 (外堀)	・ 舗装新設、改築	H31~H32
<b>2. 交流ゾーン</b>			
2-a	(仮称) 厚生産業会館	・ 施設整備の促進	H27~H29
2-b	相撲場	・ 撤去 ・ 駐車場整備	H27 H28~H29
2-c	三の丸広場	・ 排水整備、芝植栽	H27
2-d	管理棟	・ 改築	H29
2-e	トイレ (管理棟脇)	・ 改築	H28
2-f	ソフトボール場	・ 駐車場整備 ・ 広場新設	H29 H30
<b>3. 学びゾーン</b>			
3-a	(仮称) 厚生産業会館	・ 施設整備の促進	H27~H29
3-b	相撲場	・ 撤去 ・ 駐車場整備	H27 H28~H29
<b>4. 歴史ゾーン</b>			
4-a	本丸跡	・ 史跡の紹介サイン設置や土塁の復元に向けた検討	H28~
<b>5. 共通項目</b>			
5-a	東屋、ベンチ	・ 改築 (六角堂) ・ ベンチ改築、増設	H30 H28、H30
5-b	護岸 (ｽﾎﾟｰﾂセンター前) 詰杭	・ 改築	H27 H27~H34
5-c	桜	・ 長寿命化計画の推進	H27~H34
5-d	ハス (外堀)、カツボ	・ ハスの生育助成 ・ カツボ除去	適時
5-e	樹木	・ 適正な枝の剪定や伐採	適時
5-f	便益施設	・ (仮称) 厚生産業会館内に飲食施設の設置	H27~H29
5-g	桜プロジェクトJ	・ 桜プロジェクトJの継続 ・ 新たな仕掛けづくりの検討	H27~
5-h	資金調達	・ クラウドファンディングの事業化に向けた検討	H27~

## 令和2年度高田区地域活動支援事業の審査・採択等のルールに関する意見について

(1) 募集にあたっての変更・改善点、(3) その他 . . . 意見なし

(2) 審査・採択にあたっての変更・改善点

委員名	項目	変更・改善すべき点と理由	修正案
北川委員 ①	審査基準の統一について	事業提案書の記載内容に、審査項目（①公益性、②必要性…など）に関する視点が入っていないため、委員の審査基準の統一が図られていない。審査の効率が悪いと、改善が必要と考える。	事業提案書の様式※1変更は、市の要綱改正が必要になることから、金谷区が行っているように「自己評価票」※2を提案者に作成してもらいそれに沿って審査する。
飯塚委員 ②	協議会委員の採点について	委員が関係している支援事業の審査、採点は高得点が記入される可能性がある。	関係する委員は採点しない。
澁市委員 ③	審査にあたっての基本的なルール	「(1) 提案事業の審査を行う委員」の②で、「委員は、全ての提案事業について審査を行う。」と規定し、注意書きで「※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない。」と規定している。 この規定は、委員が、自らの良心に従って、関係がある団体の提案事業等の審査を辞退する権利を否定するものと解される。 したがって、これは、憲法 19 条が保障する良心の自由に反するものです。この憲法の規定に従えば、委員は、自らの良心に反して提案事業等の審査を行なう義務は必ずしも無いと考える。	この注意書きの部分を「※委員が所属する団体等が提案した事業である場合は、その事業の審査を辞退することができる。」とすべきと考える。
松矢委員 ④⑤	1 審査の基本的なルール (4) 継続事業の補助希望額の算出 ② 「継続事業」と判断された事業の減額する額	継続事業として判断された回数となっているが、いつの時点を基準にするのか明確でない。	平成 30 年度を起点にして回数をカウントする。 継続とは連続していなくてよい。 あくまで採択された回数で考える。

## ■採択方針と審査基準

### (1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。  
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

#### 【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

#### 1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

#### 2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

#### 3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

#### 4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

#### 5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

#### 6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

#### 《ここがポイント！2》

(1) × 次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めると行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

### (2) 継続事業について

提案団体の自立を促すため、前年度の採択事業と比較して継続事業と判断され、採択された場合は、補助金希望額から一定の割合が減額されます。提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業となります。

#### 《ここがポイント！3》

- (1) 平成31年度の提案事業が、平成30年度の採択事業と比較して、継続事業と判断され、採択された場合は、補助金希望額から補助金希望額の5%が減額されます。
- (2) 提案書提出の際は、補助金希望額を減額する必要はありません。
- (3) 「提案事業に関する調査票」を記入し、提案書に添えて提出してください。

### (3) 審査基準

提案事業は、下記の(ア)、(イ)、(ウ)の審査を行うとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

(ア) 継続事業審査 …提案事業が「前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか」を確認します

※継続事業審査の結果、「該当する」とする委員が過半数となった場合は、継続事業となります。

(イ) 基本審査 …提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。

※基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。

(ウ) 審査項目に基づく審査 …下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要限度となっているか。</li> </ul>
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>

#### 《ここがポイント！4》

- (1) 地域協議会の審査は応募書類による審査を基本とします。
- (2) 高田区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。
- (3) 応募書類の疑問点等について、必要に応じて応募者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- (4) 問い合わせへの回答方法は、内容に応じて応募者に連絡させていただきます。

## ■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、提案事業に関する調査票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

高田区へ応募する場合は、事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく実績報告書（事業結果概要書）には、補助対象経費の領収書写しを添付するとともに、会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印をお願いします。

#### 《ここがポイント！5》

- (1) 申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- (2) 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- (4) 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- (5) 本年度に予定されている消費税率の見直しについて、見積書等への反映に見直し後の税額計上の漏れがないようご注意ください。
- (6) 応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成 31 年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。  
 なお、高田区における助成金額の上限は、高田区の予算の範囲内です。(下限はありません)

《高田区の予算 1,240万円》

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

《ここがポイント！6》

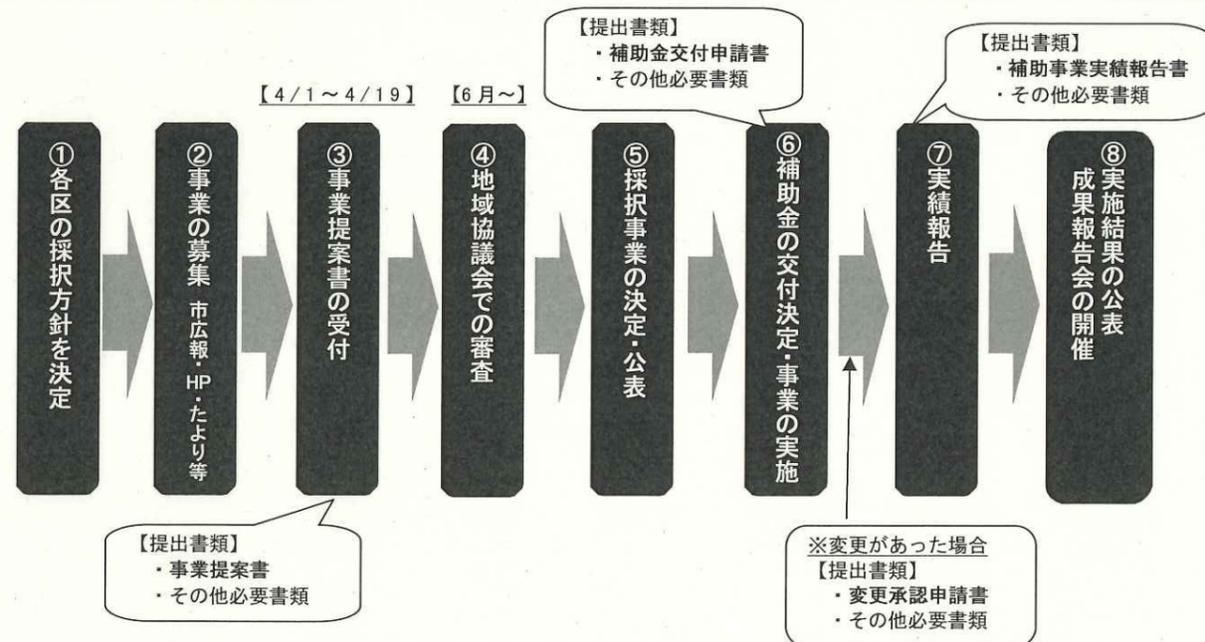
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会での公表を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図(事業実施の流れ)



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に  
 南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

高田区の担当事務所

南部まちづくりセンター  
 〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)  
 TEL 025-522-8831

—事業全体の問合せ先—  
 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
 TEL 025-526-5111 (内線 1429)



[上越市地域活動支援事業 平成 31 年度実施分 募集要項]

～身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり～

私たちの地域をもっとよくする  
 「まちづくり活動」の提案を募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成 31 年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成 31 年 4 月 1 日 (月) から

4 月 19 日 (金) まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

- ～事業の内容～  
 ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。
- ～事業を提案できる方～  
 ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体(政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。)

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

- (1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
- ①応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送料等)
  - ②応募団体等の運営(人件費、事務所の家賃、振込手数料等)に要する経費
  - ③応募団体の人が飲食を行う経費(弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。)
  - ④会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤金券(商品券、サービス券等)などの発行に係る経費  
(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。)
  - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2)平成 31 年度末(3月31日)までに事業を完了(経費の支払いを含む。)するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。  
 ※各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論して中、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

第1号様式（第7条、第12条関係）

年 月 日

上越市地域活動支援事業提案書

(宛先) 上越市長

事業の名称		事業		
団体等の名称		団体等の所在地		
代表者氏名				
電話番号		— —	FAX番号	— —
担当者	氏名		電話番号	— —
	住所		FAX番号	— —

備考 担当者の欄は、団体等の所在地、電話番号等と異なる連絡先に連絡を受ける必要がある場合に記入してください。

1 団体等の概要

団体等の設立目的	
活動分野 ※該当する活動の全ての□に、レ点を記載してください。	<input type="checkbox"/> 地域自治を担う人材の育成又は確保を図る活動 <input type="checkbox"/> 住民間で支え合って日常生活に関する課題の解決を図る活動 <input type="checkbox"/> 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 環境の保全を図る活動 <input type="checkbox"/> 地域の安全を図る活動 <input type="checkbox"/> 人権の擁護を図る活動 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成を図る活動 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展を図る活動 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化を図る活動 <input type="checkbox"/> その他（ ）
設立年月	年 月 日 設立
構成員数	人（ 年 月 日現在）
直近の会計収支決算	・収入額 千円 ・支出額 千円 ・収支差額 千円 （期間： 年 月 日 ～ 年 月 日）
団体等の沿革	

## 2 事業の概要

### (1) 事業の対象自治区、事業主体及び概算事業費

事業の対象地域自治区名	区
事業主体	
事業費等	事業費 千円 (補助金希望額 千円)

備考 複数の地域自治区にわたる事業の提案をするときには「事業の対象地域自治区名」の欄に提案を行う地域自治区名を全て記入してください。

### (2) 事業の目的及び期待する効果

--

### (3) 採択の方針等との整合

--

### (4) 事業の内容及び実施方法

--

--

(5) 事業の実施期間及び実施スケジュール

事業の実施期間	年 月 ～ 年 月
事業の実施 スケジュール	

(6) 次年度以降の活動の見通し

--

(7) 事前協議

事前協議の必要性	<input type="checkbox"/> 必要あり	<input type="checkbox"/> 必要なし
事前協議先		

備考

- 1 市有地及び市の施設を利用する事業を提案するときは、事業を行う区域の市の総合事務所又はまちづくりセンターと事前に相談を行ってください。
- 2 自己所有以外の土地を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。



## 地域活動支援事業 自己評価票

## 1. 提案する事業及び団体等の名称

事業名	
提案者	(名称) (代表者)

## 2. 提案する事業のポイント

提案事業の活動内容が、各審査項目の「審査の視点」にどのように適合するかを簡潔に記入してください。

審査項目	審査の視点	記入欄
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したもののか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか</li> </ul>	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか</li> </ul>	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか</li> </ul>	

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ①審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。  
 ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。  
 ※基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。  
 ※委員が所属する団体等が提案した事業であっても**審査を辞退しない。**



(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「審査・採点シート」、「提案事業に関する調査票」とともに委員に送付する。  
 ②委員は資料に基づき事業内容を確認し、疑問点等があれば期限内に質問した委員名を記載した「質問票」等により事務局に連絡する。  
 ③事務局は委員の疑問点等を「質問票」等により確認し、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に確認する必要があるものを取りまとめ、提案者に質問事項を送付する。  
 ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。  
 ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等により連絡し、事務局は、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に再度質問事項を送付する。  
 ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を委員に送付する。  
 ②委員は送付された資料（「申請概要一覧」、「事業提案書」、「提案事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」、「審査・採点シート」）の内容を踏まえて、継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。  
 ③「申請概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。  
 ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。  
 ⑤委員による採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、**提出後に疑義等が生じても修正できない。**

**【参考】高田区の採点方法**

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに  を記入する。
- ・提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに  を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①事務局は、継続事業の審査結果を集計し、委員の過半数が「該当する」と判断した事業を、「継続事業」として取り扱う。  
 ②「継続事業」と判断された事業は、補助希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$



(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、**委員の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の採点結果は集計せず、地域協議会における基本審査で「適合する」と判断された事業のみ得点を集計する。**  
 ②各提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の合計点により算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業から順に並べる。  
 ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。  
 ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、**以後順位の変更は行わない。**  
 ④事務局は、提案事業の順位確定後、委員に「提案事業順位表」を送付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“**点数ボーダーライン**”を設ける。  
 ※“**点数ボーダーライン**”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）  
 ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業
5	×	△	×
6	×	×	△ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
7	×	×	

- ③特に、点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。  
 ④提案事業は、**審査・採点により確定した順位に基づき採択**する。

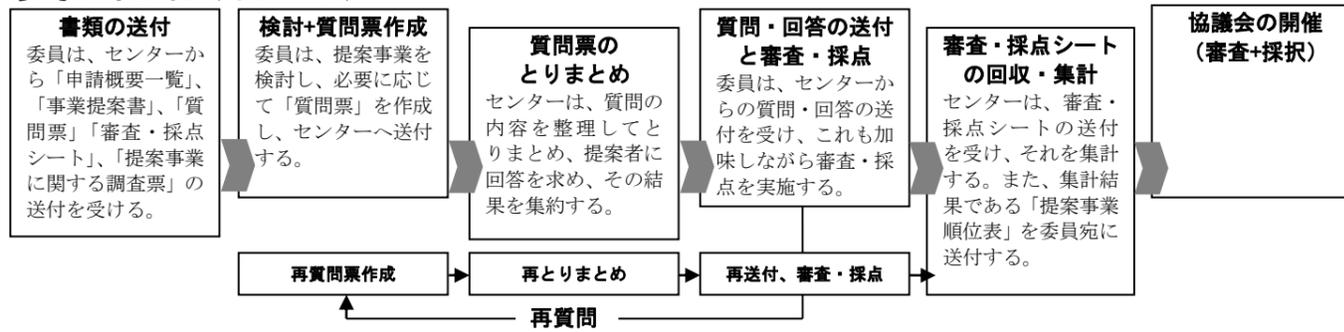
(2) 補助額の検討

- ①補助希望額（継続事業については、減額後の額）に対する補助率は10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する旨を謳う。）

### (3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局のまちづくりセンター長に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

#### <参考>ながれ（イメージ）



# 提案事業に関する調査票

## 1. 提案する事業及び団体等の名称

事業名	
提案者	(名称) (代表者)

D

## 2. 前年度（平成30年度）の採択事業との比較について

今年度の提案事業と前年度（平成30年度）の採択事業を比較し記入してください。

A：前年度（平成30年度）の採択事業と同一事業のため、「継続事業」である。

B：前年度（平成30年度）の採択事業と事業内容が全て異なるため、「新規事業」である。

C：初めて提案した事業（前年度に不採択となった事業も含む）のため、「新規事業」である。  
※いずれかに○をつけてください。

※上記で「B」を選んだ場合、今年度の提案事業と前年度の採択事業との相違点をお書きください。

## 3. 事業の将来見通しについて

事業の将来の目標、資金計画（自立計画）、組織計画を記入してください。

--

※スペースが足りない場合は、裏面に記載してください。

## 申請書類 (事業) の継続判断について (大まかな判断基準)

提案状況	4 年前	3 年前	2 年前	30 年度	31 年度	継続事業の判断
30 年度は申請なし。 31 年度初めて申請。	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	申 請	○ 継続事業となる ( ) ○ 継続事業ではない ( ○ )
30 年度は採択。 31 年度も同様の内容を申請。	申請なし	申請なし	申請なし	採 択	申 請	○ 継続事業となる ( ○ ) ○ 継続事業ではない ( )
30 年度は申請するが不採択。 31 年度も同様の内容を申請。	申請なし	申請なし	申請なし	申請するが 不採択	申 請	○ 継続事業となる ( ) ○ 継続事業ではない ( ○ )
30 年度は申請するが不採択。 以前に同様の内容で採択。	申請なし	申請なし	採 択	申請するが 不採択	申 請	○ 継続事業となる ( ) ○ 継続事業ではない ( ○ )
30 年度は申請なし。 隔年ごとに同様の内容で採択。	採 択	申請なし	採 択	申請なし	申 請	○ 継続事業となる ( ) ○ 継続事業ではない ( ○ )
30 年度は申請なし。 以前に同様の内容で採択。	採 択	申請なし	申請なし	申請なし	申 請	○ 継続事業となる ( ) ○ 継続事業ではない ( ○ )